

令和4年3月
海事局検査測度課

日本籍化（フラッグバック）に関する船舶検査・測度・登録手続きについて

外国籍船をフラッグバックする場合、船舶法に基づき船舶測度・登録を行い、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づく船舶検査を受検し、合格する必要があります。

船舶検査と船舶測度・登録の簡単な流れは以下のとおり。

フラッグバック計画

《船舶測度・登録》

◆ 提出書類（提出先）

- ・船舶総トン数測度（改測）申請書（船籍港を管轄する管海官庁）
- ・未登録船舶の船舶番号・信号符字内定申請書（船籍港を管轄する管海官庁）
- ・国際トン数証書（確認書）交付申請書等（船舶所在地を管轄する管海官庁）

◆ 測度執行

- ・関係図面：船体線図（又はオフセットテーブル）、一般配置図、中央断面図、鋼材配置図、上部構造図等
- ・現場測度：現場で船舶の大きさを計測し、総トン数を確定。

（所有権移転後）

- ◆ 船舶登記（法務局）
- ◆ 船舶登録（管海官庁）

《船舶検査》

◆ 提出書類（提出先）

- ・船舶検査証書交付申請書等の各申請書（船舶所在地を管轄する管海官庁）
- ・当該船舶に搭載されている舶用品のリスト（海事局検査測度課）

◆ 検査執行*

- ・図面審査：一般配置図等により、各技術基準・安全基準に適合して設計されていることを確認。
- ・舶用品リスト確認：船舶に搭載されている搭載物件が技術基準に適合しているか確認。
- ・現場検査：船体構造等が技術基準を満たしていること、搭載する機器が安全基準に適合していること等を現場で確認。

注：船級協会に入級する場合、図面審査・現場検査は船級協会が実施

※別紙参照

交付書類

- ・船舶国籍証書
- ・国際トン数証書
- ・船舶検査証書、船舶検査手帳
- ・各國際条約証書

等

就航

- ◆ フラッグバックに係る詳細な手続きについては、一般社団法人日本海事代理士会作成資料(国際船舶の日本籍船化とその手続きに関する研究報告書)が以下のリンクに掲載されております。

<http://fields.canpan.info/report/detail/16637>

《その他》

フラッグバックの計画から完了までの標準的な処理期間と費用は以下の通り。

〈処理期間〉

一般貨物船：約3～4か月

特殊船（SEP船等）：約1年（個別のプロジェクトによって異なりますので、前広にご相談ください。）

〈費用〉

約100万円（注：登記にかかる登録免許税は除く。）

《問い合わせ先》

国土交通省海事局検査測度課

電話：03-5253-8639

- ◆ 船舶検査に際して必要となる書類（最低限のもの。実際には、船の状況に応じてさらに書類が必要となります。また、型式品を使わないのであれば、船用品ごとに、以下の六に掲げる書類が必要となります。特に、データを活用して実地検査等を合理化するのであれば、相応のデータをさらに提供いただく必要があります。）

※ 提出は船舶所有者の義務

○船舶安全法施行規則（抜粋）

（書類の提出）

第三十二条 検査申請者は、次に掲げる書類を管海官庁に提出しなければならない。

一 定期検査を初めて受ける場合に提出する書類

イ 製造仕様書並びに法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置を示す図面

ロ 満載喫水線（木材満載喫水線及び区画満載喫水線を除く。）に関する検査を受ける船舶にあつては、次の図面

（1）船体線図

（2）最上層の全通甲板までの各喫水に対する全排水量及び每一センチメートル排水量を示す曲線図

ハ 木材満載喫水線に関する検査を受ける船舶にあつては、甲板積木材貨物の積付けに必要な装置の構造及び配置を示す図面

ニ 区画満載喫水線に関する検査を受ける船舶にあつては、次の書類

（1）損傷時の復原性の計算表

（2）非対称の浸水による大角度の横傾斜を修正する装置の配置図

ホ 損傷時の復原性に関する検査を受ける船舶（ニに規定する船舶を除く。）にあつては、次の書類

（1）損傷時の復原性の計算表

（2）非対称の浸水による大角度の横傾斜を修正する装置の配置図

ヘ 船舶復原性規則又は小型船舶安全規則第百一条の規定の適用を受ける船舶にあつては、次の書類

（1）排水量等曲線図

（2）復原力交差曲線図

（3）海水流入角曲線図

（4）計画重量重心計算表

ト 揚貨装置に関する検査を受ける船舶にあつては、その強力計算書（力線図を含む。）

チ 潜水設備に関する検査を受ける船舶にあつては、次の書類

（1）潜水設備の強度計算書及び浮力計算書

（2）潜水設備の給気装置、排気装置及び電気設備を示す書類

（3）潜水設備の使用材料を示す書類

（4）潜水設備の使用方法を示す書類

リ 昇降設備に関する検査を受ける船舶にあつては、次の書類

（1）昇降設備の強力計算書

（2）昇降設備の使用材料を示す書類

（3）昇降設備の使用方法を示す書類

ヌ 焼却設備に関する検査を受ける船舶にあつては、次の書類

（1）焼却設備の強度計算書

（2）焼却設備の使用材料を示す書類

（3）焼却設備の使用方法を示す書類

ル コンテナ設備に関する検査を受ける船舶にあつては、その使用材料を示す書類

- ヲ 製造検査合格証明書（製造検査に係る法第九条第三項の合格証明書をいう。以下同じ。）の交付を受けている船舶にあつては、当該製造検査合格証明書
- ワ 檢定合格証明書（法第九条第四項の合格証明書をいう。以下同じ。）の交付を受けている船舶にあつては、当該検定合格証明書
- カ 国際航海に従事する旅客船及び国際航海に従事する総トン数五百トン以上の船舶（旅客船、推進機関を有しない船舶及び第一条第二項第一号又は第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事する船舶に限る。）を除く。）にあつては、船級の登録を受けている旨の証明書（船級の登録を受けている船舶に限る。）

二～五 (略)

六 予備検査を受ける場合に提出する書類

- イ 物件の製造について予備検査を受ける場合にあつては、製造仕様書
- ロ 物件の構造を示す図面

◆ 船舶検査を受検するために必要となる準備

※ 準備は船舶所有者の義務。

○船舶安全法施行規則（抜粋）

（定期検査）

第二十四条 定期検査を受ける場合の準備は、次に掲げる準備並びに海上試運転及び復原性試験の準備とする。

一 船体にあつては次に掲げる準備

- イ 船底外板、かじ等の船体外部に係る事項の告示で定める外観検査の準備
- ロ タンク、貨物区画等の船体内部に係る事項の告示で定める外観検査の準備
- ハ 告示で定める板厚計測の準備
- ニ 材料試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
- ホ 非破壊検査の準備
- ヘ 圧力試験及び荷重試験の準備
- ト 水密戸、防火戸等の閉鎖装置の効力試験の準備

二 機関にあつては次に掲げる準備

- イ 主機、補助機関、動力伝達装置及び軸系、ボイラ及び圧力容器並びに補機及び管装置の告示で定める解放検査の準備
- ロ 材料試験、溶接施工試験、釣合い試験、歯当たり試験、すり合わせ試験、蓄気試験及び陸上試運転の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
- ハ 非破壊検査の準備
- ニ 圧力試験の準備
- ホ 効力試験の準備
- ヘ 逃気試験の準備

三 排水設備にあつては次に掲げる準備

- イ 告示で定める解放検査の準備
- ロ 圧力試験の準備
- ハ 効力試験の準備

四 操だ、係船及び揚錨びようの設備にあつては次に掲げる準備

- イ 錨びよう、錨びよう鎖及び係船用索の告示で定める外観検査の準備
- ロ 材料試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
- ハ 圧力試験の準備
- ニ 効力試験の準備

五 救命及び消防の設備にあつては次に掲げる準備

- イ 材料試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
- ロ 圧力試験の準備
- ハ 効力試験の準備

- 六 航海用具にあつては効力試験の準備
- 七 危険物その他の特殊貨物の積付設備にあつては次に掲げる準備
 - イ タンクの告示で定める外観検査の準備
 - ロ 材料試験及び溶接施工試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ハ 非破壊検査の準備
- ニ 圧力試験の準備
- ホ 効力試験の準備
- 八 荷役その他の作業の設備にあつては次に掲げる準備
 - イ 揚貨装置の告示で定める解放検査の準備
 - ロ 揚貨装置の荷重試験の準備
 - ハ 圧力試験及び効力試験の準備
- 九 電気設備にあつては次に掲げる準備
 - イ 材料試験、防水試験、防爆試験及び完成試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ロ 絶縁抵抗試験の準備
 - ハ 効力試験の準備
- 十 昇降設備にあつては次に掲げる準備
 - イ 告示で定める解放検査の準備
 - ロ 材料試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ハ 荷重試験（初めて検査を受ける場合に限る。）及び効力試験の準備
- 十一 焼却設備にあつては次に掲げる準備
 - イ 告示で定める解放検査の準備
 - ロ 材料試験及び温度試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ハ 圧力試験の準備
 - ニ 効力試験の準備
- 十二 コンテナ設備（コンテナ及びコンテナを固定するための設備をいう。以下同じ。）にあつては次に掲げる準備
 - イ 材料試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）
 - ロ 荷重試験の準備
- 十三 満載喫水線にあつては告示で定める標示の検査の準備

（予備検査）

- 第二十九条 別表第一製造に係る予備検査の項に掲げる物件について予備検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。
- 一 船体に係る物件にあつては材料試験、非破壊検査、圧力試験及び荷重試験の準備
 - 二 機関に係る物件にあつては材料試験、非破壊検査、溶接施工試験、釣合い試験、歯当たり試験、すり合わせ試験、圧力試験、効力試験、蓄気試験、逃気試験及び陸上試運転の準備
 - 三 操だ、係船及び揚錨びようの設備に係る物件にあつては材料試験、圧力試験及び効力試験の準備
 - 四 救命及び消防の設備に係る物件にあつては材料試験、圧力試験及び効力試験の準備
 - 五 航海用具に係る物件にあつては効力試験の準備
 - 六 荷役その他の作業の設備に係る物件にあつては荷重試験、圧力試験及び効力試験の準備
 - 七 電気設備に係る物件にあつては材料試験、防水試験、防爆試験及び完成試験の準備
 - 八 昇降機にあつては材料試験、荷重試験及び効力試験の準備
 - 九 焼却炉に係る物件にあつては材料試験、温度試験、圧力試験及び効力試験の準備
 - 十 コンテナにあつては材料試験及び荷重試験の準備
- 2 別表第一改造、修理又は整備に係る予備検査の項に掲げる物件について予備検査を受ける場合の準備は、第二十四条第一号又は第二号に掲げる準備のうち当該物件に係るものとする。